

企業内容等の開示に関する留意事項について
(企業内容等開示ガイドライン)

平成23年 8 月
金融庁総務企画局

り、発行価格その他開示府令第9条で定める事項（以下1－9－2において「発行価格等」という。）を記載しない有価証券届出書（臨時報告書を含む。）を提出し、当該発行価格等の決定に伴い訂正届出書（当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下1－9－2において同じ。）を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する。

具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行なった上で、午後7時までの間において当該訂正届出書を受理することに留意する。

B 基本ガイドライン

法第2条（定義）関係

（取得勧誘において相手方の人数から適格機関投資家を除く場合）

2－1 新たに発行される有価証券の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）の相手方に適格機関投資家（同項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする取得勧誘を含めた取得勧誘全体が「有価証券の募集」（同項に規定する有価証券の募集をいう。2－4及び4－1において同じ。）に該当することに留意する。

- ① 令第1条の4に定める場合に該当せず、かつ、当該適格機関投資家を含めた当該取得勧誘の相手方の人数が50名以上である場合
- ② 令第1条の4に定める場合に該当し、かつ、当該取得勧誘の相手方の人数から当該適格機関投資家の人数を控除して得た人数が50名以上である場合

（令第1条の6に規定する50名の計算方法）

2－2 令第1条の6に規定する50名は、発行しようとする有価証券の取得勧誘の相手方に同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の取得勧誘を行った相手方と同一の者が含まれる場合には、当該者も含めた延べ人数により計算することに留意する。

（新株予約権無償割当てに係る募集について）

2－3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（以下15－6において「新株予約権無償割当て」という。）については、新株予約権証券の取得勧誘に該当することに留意する。

(募集に該当しない有価証券の発行)

2-4 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。

- ① 会社の設立に際し、会社法第25条の規定により株式の全部を発起人引受けにより発行する場合
- ② 法第2条第3項第2号イ、ロ又はハに該当する場合
- ③ 準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れに伴い株式を発行する場合（発行価額の一部を株主に払込ませて発行する場合を除く。）
- ④ 取得請求権付株式について当該株主による取得請求により有価証券を発行する場合
- ⑤ 取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株式についてその全部を取得する旨の株主総会の決議があったことにより有価証券を発行する場合
- ⑥ 会社法第185条の規定による株式無償割当てにより株式を発行する場合
- ⑦ 取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券が発行される場合
- ⑧ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている新株予約権の行使により株式を発行する場合
- ⑨ 株式の分割により株式を発行する場合（③の場合を除く。）
- ⑩ 株式の併合により株式を発行する場合

(適格機関投資家に該当しない場合)

2-5 新たに発行される有価証券の取得勧誘又は既に発行された有価証券の売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を適格機関投資家に該当する者に対し行う場合で、例えば、相手方が次に掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行うときには、当該相手方は適格機関投資家には該当しないものとして取り扱うことに留意する。

- ① 信託に係る適格機関投資家以外の者（以下2-5において「一般投資者」という。）との契約等、一般投資者に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする信託銀行
- ② 一般投資者との投資一任契約（法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約をいう。）に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする金融商品取引業者（法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。）
- ③ 一般投資者による有価証券の取得又は買付けに係る注文を取り次ぐために、自己の名において有価証券を取得し、又は買い付けようとする金融商品取引業者（法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業（同条第8項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者に限る。以下「金融商品取引業者」という。）
- ④ 組合等（投資事業有限責任組合を除く。以下2-5において同じ。）の適格機関投資家以外の組合員に現物配当することを目的として、特定の有価証券の取得のみのために組成された組合等の業務執行組合員等
- ⑤ 投資事業有限責任組合の適格機関投資家以外の組合員に現物配当することを目的として、特定の有価証券の取得のみのために組成された投資事業有限責任組合
- ⑥ 取得し、又は買い付けようとする有価証券の権利と実質的に同一の内容の権利を表

報を取得した旨」とは、例えば、書面の交付若しくは説明、ファクシミリ装置による通信、電子メールによる送信、口頭による説明、電話による音声案内等の方法により、当該事項に係る情報を取得した旨をいうものとする。

（新株予約権無償割当てにおける目論見書の交付について）

15－6 新株予約権無償割当てに係る目論見書については、当該新株予約権無償割当ての相手方が会社法第279条第2項の規定による通知を受理した日に当該新株予約権証券の取得が行われるものとして、あらかじめ又は同時に交付しなければならないことに留意する。

法第23条の3（発行登録書の提出）関係

（引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるもの）

23の3－1 法第23条の3第1項に規定する「引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるもの」とは、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者又は登録金融機関のうち事務幹事会社を予定しているものをいう。この場合において予定しているものがないときには、記載を要しないことに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の3－2 5－3から5－11、5－14、5－22－2、5－23、5－23－2、5－25－2、5－26から5－32まで及び5－42は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

23の3－3 23の3－2により5－11を準用して「株価、1株当たり株価収益率及び株式売買高の推移」及び「大量保有報告書等の提出状況」を記載する場合には、これらの作成時点を明瞭に記載するものとする。

（発行登録書提出における留意事項）

23の3－4 発行登録書を提出する場合、発行登録番号及び発行予定期間の記載については、提出前に提出先の財務局に確認する必要があることに留意する。

また、発行登録は募集又は売出しごとに提出する必要があるほか、法第2条第1項に掲げる有価証券の種類が異なる場合は、当該有価証券の種類ごとに発行登録書を提出する必要があることに留意する。

なお、有価証券の種類が同一であるものについては、原則として、発行登録書は複数提出しないものとするが、有価証券の内容又は発行の目的等（以下23の3－4において「内容等」という。）が発行登録時点において異なるものとして決定されている場合は、当該内容等ごとに発行登録書を提出することを妨げないものとし、開示府令第十一号様式の「発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類」に当該内容等を注記するものとする。

（事前警告型買収防衛策等としての利用）